

大田市告示第 89 号

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱（平成 28 年大田市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

大田市長 楫野弘和

第 1 条中「及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定」を削る。

第 2 条第 1 号中「第 35 条」を「第 30 条」に改め、同条第 3 号中「第 15 条」を「第 14 条」に改め、同条第 4 号中「81 号」を「第 81 号」に改める。

第 3 条中「第 34 条」を「第 29 条」に、「第 35 条」を「第 30 条」に、「若しくは」を「又は」に、「第 36 条」を「第 31 条」に改め、「又は法第 41 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）」、「又は建築物」及び「又は省エネ基準」を削る。

第 4 条中「第 23 条」を「第 20 条」に改め、「又は省令第 30 条第 1 項」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 第 3 条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する誘導基準に適合することを証する書類の写し
- (2) 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づく断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合している場合に限る。）

の写し

(3) 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し

(4) 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

第5条中「第23条」を「第20条」に改め、「又は省令第30条第3項」を削り、同条第1号中「第1号ア、イ又は同条第2号アからオまで」を「第1号又は第2号」に改め、同条第2号中「第1号ウ、エ又は同条第2号カ、キ」を「第3号又は第4号」に改める。

第6条第1項中「第35条」を「第30条」に、「第36条」を「第31条」に改め、「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同条第2項中「第35条」を「第30条」に、「第36条」を「第31条」に改める。

第10条第2項中「又は法第43条」及び「又は基準適合認定建築物」を削る。

第11条中「第38条」を「第33条」に改める。

第12条第2項中「又は法第37条」を削る。

第13条中「第36条」を「第31条」に改める。

第14条第2項を削る。

様式第1号から様式第3号、様式第5号、様式第7号から様式第9号、様式第11号を次のように改める。

様式第12号を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

計画通知書

第 号  
年 月 日

建築主事又は建築副主事 様

大田市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がありましたので、同法同条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画を通知します。

記

- 1 認定申請受付番号
- 2 認定申請受付年月日
- 3 認定申請者の住所及び氏名
- 4 通知に係る建築物の位置

受付欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

取下げ届

年 月 日

大田市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

下記の計画の認定の申請を取り下げたいので、大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 確認の特例  
法第30条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

取りやめる旨の申出書

年 月 日

大田市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等を取りやめたいので、大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱第8条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例  
法第30条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

工事を完了した旨の報告書

年 月 日

大田市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事が完了したので、大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例  
法第30条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合は、検査済証の写しを添付してください。
- 3 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し等の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 4 ※印のある欄は記入しないでください。

改善命令書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

大田市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 改善の期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

大田市長 印

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱第8条の規定により申し出のあった下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、当該認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号  
確認年月日  
建築主事又は建築副主事の氏名

(※)は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

大田市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により、当該認定を取り消しましたので、通知します。（これにより、認定は認定当初から無効となります。）

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号  
確認年月日  
建築主事又は建築副主事の氏名
- 7 理由

(※)は法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

証 明 願

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所  
氏 名

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 1 認定申請者氏名
- 2 認定の申請年月日 年 月 日
- 3 認定申請者の住所
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定番号 第 号
- 6 認定年月日 年 月 日
- 7 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申し出）  
有 無 （確認年月日・確認番号 ）

-----  
上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号  
年 月 日

大田市長 印